

建築協定だより

第7号 平成6年3月18日

編集・発行 京都市建築協定連絡協議会
京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
京都市住宅局建築指導課内
☎ 075(222)3623

建築協定連絡協議会5年目のスタート

桃の季節を迎え、春の近いことを感じる毎日ですが、皆さんはいかがお過ごしでしょうか。遅ればせながら「おめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。」

さて、当連絡協議会も様々な活動を通じて、広く世間に知られるようになってきましたし、最近では、大学生の研究課題として建築協定や連絡協議会が取り上げられるようになってきています。

このことは、住民が主役のまちづくりが改めて注目されてきているということでしょう。私たちは、その先駆的な役割を担っているということに胸をはって、今年も共々に楽しく、まちづくりを進めてまいりましょう。この「建築協定だより」が少しでもその手助けになれば幸いです。

ごあいさつ

京都市建築協定連絡協議会 会長 藤田 吉三郎

春の息吹を感じるこのごろ、各位におかれましては、益々ご清栄のことと存じます。

なお、建築協定連絡協議会もお陰をもちまして、大過なく5年目を迎えるが、これもひとえに皆さまがた、平素の暖かいご支援、ご協力のたまものと、深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、昨年中も様々な出来事がございました。殊に広報活動のため、3月に発行されたパンフレットによって、連絡協議会の存在を、広くアピールすることができました。

6月に入ると健康都市づくり市民会議への参加のほか、各地区からご出席いただきました、第4回総会が盛況裡に開催でき、中でも「子供の目から見たまちづくり」についての講演などは興味深く、大変好評を博しました。

更に、本紙の2面、3面で詳しくご報告させていただきますが、11月には爽かな秋晴れのもと、一般参加を募って第2回他都市見学会が行なわれ、参加された方々にも建築協定に関する見識を、それぞれ深められたことでしょう。

いずれにせよ、現在の住環境を守り育していくという目的のため、役員一同微力ながら尽力してまいる所存でございますので、皆さまがたの尚一層のご協力をよろしくお願い申し上げて、ご挨拶といたします。



桂坂第16、17地区が認可

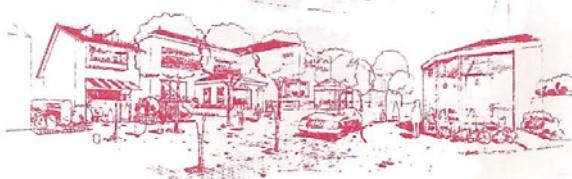
西山の丘陵地、通称「桂坂」に新たに2つの協定地区が誕生しました。

1つは桂坂の中央辺りから西に伸びるコミュニティ緑道に沿った、桂坂第16地区（平成5年10月27日認可）で、豊かな新しい地域文化を生み出す場として、住環境に配慮されたシャレたお店などを取り込んで、様々な文化活動を暮らしの中で行おうと位置付けられた地区です。

もう1つは東地区のほぼ中央に位置する桂坂第17地区（平成6年1月7日認可）で、他の地区と同様に良好な住環境の維持増進を図っていく地区です。

桂坂地区的建築協定は西桂坂も合わせて20ヶ所に、京都市内では39ヶ所になりましたが、地区数は、これからも増えていくことでしょう。

桂坂第16地区		桂坂第17地区	
面積	21,719m ²	面積	39,298m ²
区画数	86区画	区画数	189区画
用途地域	第1種住居専用地域	用途地域	第1種住居専用地域
協定期間	10年	協定期間	10年
合意者数	2人	合意者数	1人



『坂とみなとのまち神戸』

第2回他都市見学会レポート

星和台地区
ハーバーランド地区編

住み良い環境の中で暮らしていきたいという願いは同じでも、「所変われば品変わる」と言われる様に、建築協定といふ「品」は各都市によって様々な運用がなされています。

他都市の協定や運営委員会に接してみると、参考となることも多いものです。

前回の横浜市・川崎市訪問に続いて、今回は事務局も合わせて22名が秋晴れの11月14日（日）、神戸市へおじゃましてきました。

神戸市の建築協定

京都市で初めて建築協定（下鴨第1住宅地区）が認可された昭和48年、偶然にも神戸市で第1号が認可されています。

それから21年、一人協定を中心に、地区数も増えて現在では市の東北部を中心に、地域の特色を生かした協定地区が63地区にまで増えています。

最近オープンした、ハーバーランドのような商業中心の新しいまちづくりにも建築協定を積極的に活用しておられるところなどは、いかにも「神戸らしい」ところではないでしょうか。

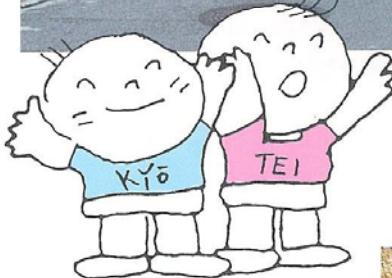
今回はそのハーバーランド地区を含め、2ヶ所を訪問してきました。詳しくは後述しますが、まず午前11時過ぎに神戸市北区の丘陵地にある星和台地区を訪問し、近くにある市営保養施設「しあわせの村」で昼食をとった後、中央区の港に面したハーバーランド地区へ向かいました。そこを自由に見学し、午後3時30分、帰路につきました。



自治会が建築協定運営委員会

～北区・星和台地区～

北区に開発された一人協定の地区の集まり（昭和50年7月～平成4年3月にかけて7地区認可、1地区準備中）で、郊外型の新興住宅地でした。全体としてスッキリとした印象を受ける地区で、その特徴は、自治会と建築協定運営委員会が一体になっていて、自治会活動の一環として建築協定の運営がされていることです。普段から町内会行事などを通して地区的な親睦を心掛けるように努められていて、建築協定の更新の説明なども比較的スムーズに行われているとのことでした。



協定の内容は、建築物の用途を1戸建専用住宅に限るとか、道路からの後退距離などが決められていました。地区の拠点である「星和台ファミリーホール」で地区役員の方々と懇談をさせていただくことができました。



ファミリーホールの前で

星和台地区建築協定運営委員会の大山会長、続いて藤田会長の挨拶と参加者紹介の後、大山会長から星和台地区と神戸市建築協定地区連絡協議会についてそれぞれの概要を説明していただきましたが、その中で大山会長は熱い口調で言されました。「建築協定は住民が自分達のまちを現在、そして将来にわたって守り、発展させていく活動で、言い換えれば“ふるさと創り”と言えると思います」と。

敷地の最低面積や駐車問題などについても熱心な意見交換を行い、懇談会は終了しました。

見学会スケジュール

9:00 京都市役所集合
9:15 出発
11:00 北区「星和台地区」到着
・懇談会
・地区内見学
12:00 「星和台地区」出発
12:10 「しあわせの村」到着
・食事・休憩
12:50 「しあわせの村」出発
13:30 中央区「ハーバーランド地区」到着
・自由行動
15:30 「ハーバーランド地区」出発
18:30 京都市役所到着



ハーバーランド地区

この地区は建築協定というよりも、神戸の新名所として若者たちの間でも有名ですが、果たして予想以上の賑わいで色々なお店は勿論のこと、映画館、カラオケスタジオ、和・洋・中のレストラン、占い館から床屋まで揃っていて、なかなか飽きないようになっています。一度足を運んでみられてはいかがでしょうか。



今回の見学会は、神戸の特徴である山と海の両方の地区を見学でき、それぞれに協定の効果を見る事ができました。神戸市に滞在したのは僅かな時間でしたが、「建築協定はふるさと創り」という考え方や、新しい商業空間にも協定を活用することにより、人にやさしい配慮ができるのだということを感じることができ、協定を広めていこうとする私たちの取組みに大変参考になりました。

ハーバーランドを出発し、バスが京都市役所前に帰着したのは午後6時30分っていました。事務局も不慣れなため、参加者の皆さんには色々とご迷惑をかけたかとおもいますが、無事故で何よりでした。ご苦労様でした。

最期になりましたが、星和台地区の皆様、神戸市建築協定地区連絡協議会の役員の皆様、同事務局の皆様には大変お世話になりました。紙面を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

その後、ファミリーホールを出て、大山会長がガイドをしてくれるバスで地区内を色々と見せていただきました。きれいで剪定された生垣に囲まれた住宅が、通りの並木と調和して、静かなまちなみを形成していました。

季節柄、程よく色づいたイチョウ並木の下で、のんびり掃除をされながら、通り掛った自転車の方と楽しそうに話しておられる姿が、地区を離れた後も心地よい風景として心に残っています。

新しい都心づくりに建築協定を

～中央区・ハーバーランド地区～

「海につながる文化都心の創造」をテーマに、調和のとれた都市空間、良好な都市環境の形成を目指して、神戸ハーバーランド23ヘクタールの内、商業、文化、情報施設のある12.5ヘクタールで、建築協定が締結（平成3年12月認可）されています。ゆったりとした、歩行者にやさしい空間としての歩道を設けることや、ヒヨロヒヨロした細長いビルが建たないような敷地規模の設定、看板なども建物の外観や景観に配慮をすることなどが定められています。商業地域内での建築協定としては神戸市でも初めてということでしたが、最近では、未来に向けた新しい都市空間の創造にもこのように建築協定の輪が広がっているようです。

イベント続々！



鳴くよ（794年）うぐいす平安京。

それからちょうど1200年。

今年はまち全体で多くのイベントが繰り広げられます。

中でも6月6日を中心とする一連の祝典は、梅小路公園をメイン会場に、盛大に開催されます。ご期待ください。

平安建都1200年記念事業に関するお問い合わせはこちらまで。

京都市企画調整局 (075-213-0120)

3 地区寄れば…

下鴨のみなさんが懇談会を開かれました。

左京区の下鴨は、昔から閑静な住宅地として知られています。昭和48年12月に下鴨第1住宅地区が、昭和52年1月に下鴨第2住宅地区が認可され、これに平成4年8月に認可された下鴨第3住宅地区を加えて、加茂川東岸沿いの東鞍馬口通から北大路通までの地域で、この3地区が連続することになったことは新聞等でも報道されましたので、皆さんの記憶にも新しいことだと思います。そんな下鴨の皆さんのが、建築協定を通じて、お互いに協力し、まちづくりを進めていこうということになり、3地区合同の懇談会を開催されました。

昨年11月26日午後2時より地元の下鴨会館の2階で、3地区的代表の方々が顔を合わせられ、下鴨第1住宅地区の池田委員の進行で、初の懇談会は始まりました。協定締結当時や、その後の状況などが話題になり、様々なエピソードを聞くことができました。



「あの時は大変やったナア…」 懇談会の様子

今年の総会を6月11日（土）の午後から開催いたします。講演会も予定していますので、振るってご参加ください。詳しくは各地区の運営委員会を通して、4月頃にお知らせいたします。

建築協定の更新には十分な準備が必要です。
ここに挙げた4地区は近々更新手続きが必要です。
準備は進んでいますか。なんなりとお問い合わせください。

協定地区名	協定満了日
下鴨第1住宅地区	平成6年6月27日
魅屋町通笠屋町地区	平成6年8月14日
桃山南大島地区	平成6月9月9日
阪急桂南住宅地区	平成7年3月4日

更新手続きには、2～3ヶ月かかることがあります。
できるだけ早めに準備を進めましょう。

まちづくりに関して“どうしよう？” “なぜだろう？”がありましたら、「○○のことが知りたい」「△△への対応はどうするの」など遠慮無く事務局までご相談ください。一緒に考え、お手伝いしていきたいと思います。



下鴨のまちなみ

「協定の説明のため、地区中を歩き回ったこともありましたが、地区的皆さんのご協力のお陰で協定が成立したからこそ、今の住み良い環境があると思います。」「協定地区外の方々の中にも、協定の主旨を理解されて、協定内容に合うような建物を建てていただいたこともあります。」などなど。

後半の話題は、協定期間の満了の際、いかに問題なく協定を更新することができるかということでした。手続きを簡単に出来ないかという質問に対して、同席していた京都市からは「更新手続きについては、行政も、できるだけお手伝いさせていただきますので、最低限必要なものは地元の皆さんできちんと準備してください。」とのことでした。

懇談はこの後、この集まりの名称を何にするか、これから活動について話あって、「まず、動き出そう。」ということを確認して、終了となりました。

下鴨の場合、地理的条件が整ったからということもありますが、協定地区が集まって、広域的かつ身近な地元レベルで実質的なまちづくりの活動を始められたことは、初めての試みで、今後の活動が大変楽しみです。

事務局から

京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
京都市住宅局建築指導部指導課
☎ 222-3623



編集後記

3月になりました。

桃の節句、啓蟄と、曆の上にはもう春の文字が見られます。先日、満月を見ました。白い夜空にボウッと浮かんで何となく頼りない月でしたが、それは間違いなく春の夜空でした。「月は隕に東山…」こんな言葉に続いて「クッシュン！」月は春でも地上はまだまだ…、ご用心。ご用心。